

盛土規制法に基づく
規制区域指定について

令和6年1月

盛土規制法で指定される規制区域

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺など、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリア

- 都市計画区域
- 現に宅地造成が行われている区域
又は今後宅地造成が行われると予想される区域

特定盛土等規制区域

市街地や集落などから離れているものの、地形等の条件から、盛土等が行われれば、人家等に危害を及ぼしうるエリア等

宅地造成工事規制区域 (旧宅造法)

宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい区域で、既に市街化された区域や、今後、市街化を図ろうとする区域

※盛土規制法に基づく区域指定
までは旧宅造法の規制となる



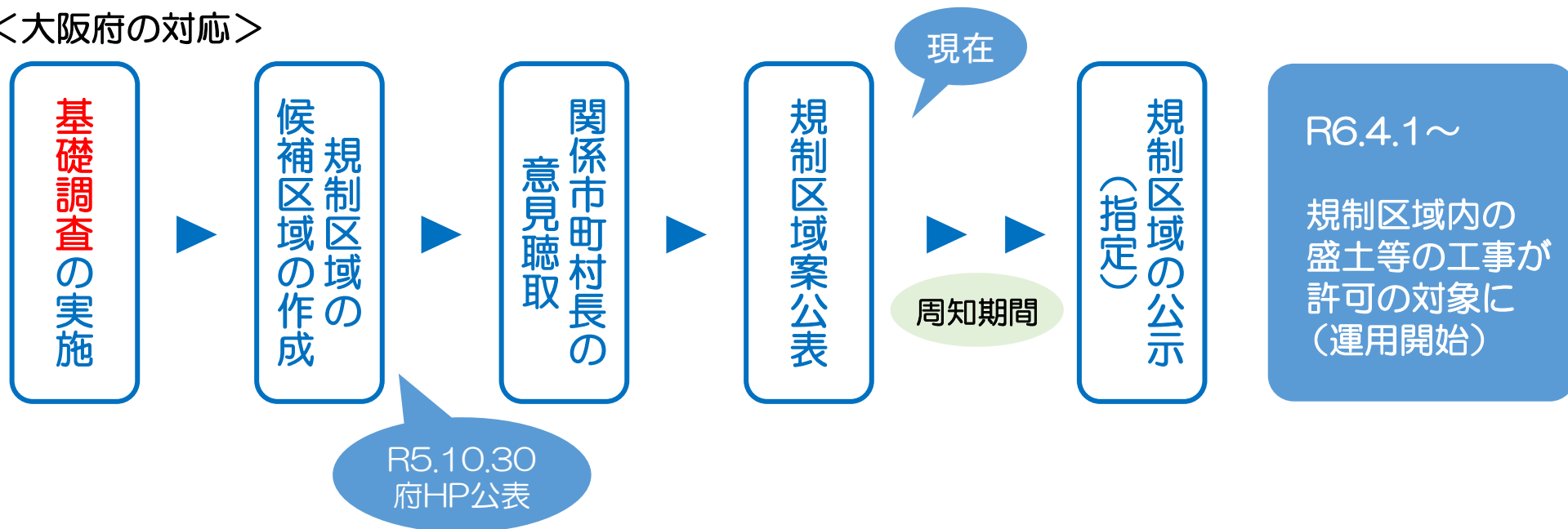
区域指定の流れ

基礎調査に基づき指定

規制区域は、都道府県知事等※が、地域の地形・地質等に関する基礎調査の結果を踏まえ、関係市町村の意見を聴いた上で決定。

※大阪府のほか、政令指定都市・中核市が区域指定の法定権限を有し、それぞれで指定等を行います。

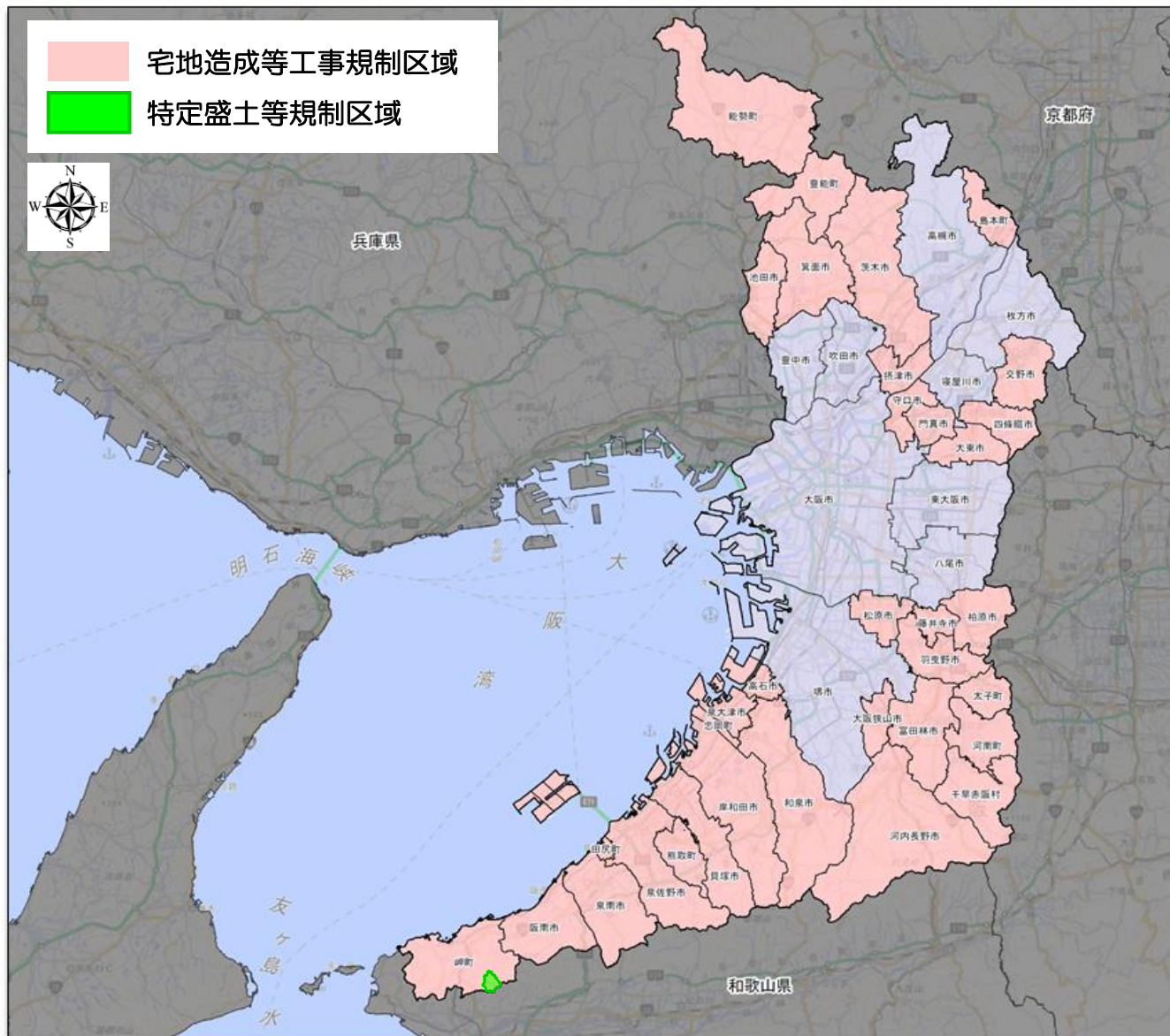
<大阪府の対応>



基礎調査実施要領（抜粋） ～法施行通知より～

- 盛土等に伴う災害から人命を守るため、速やかに区域指定に必要な調査を実施する必要がある。
- リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域とすることが重要。

大阪府所管分の規制区域案／全域



住宅造成等工事規制区域

岬町の一部を除く全域

【区域面積】
約11.5万ha[※]

※政令指定市、中核市が全域指定された場合、約18.9万ha

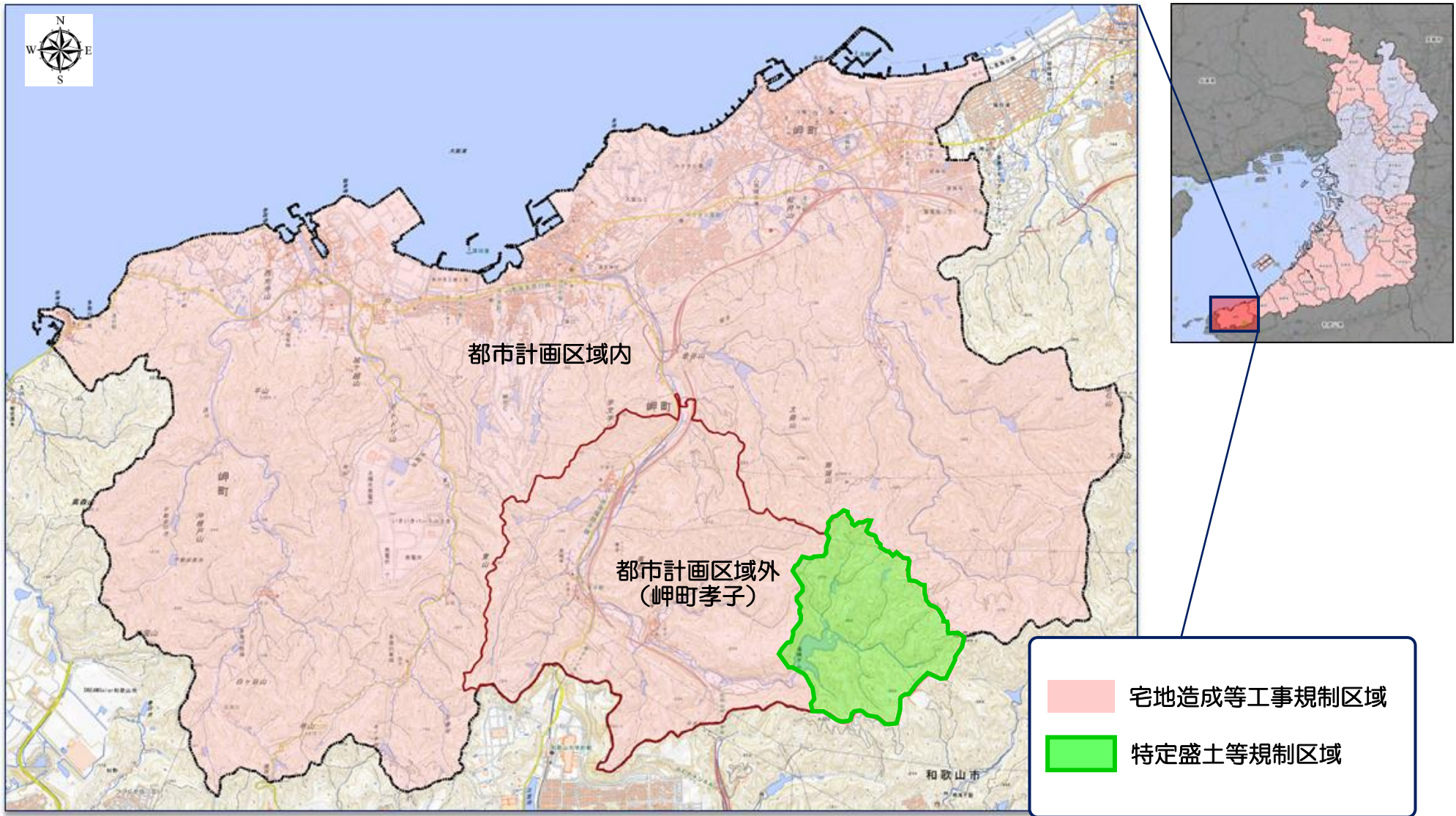
特定盛土等規制区域

岬町の一部

【区域面積】
約200ha

※区域図は区域指定の法定権限を有する政令指定都市、中核市は除いています

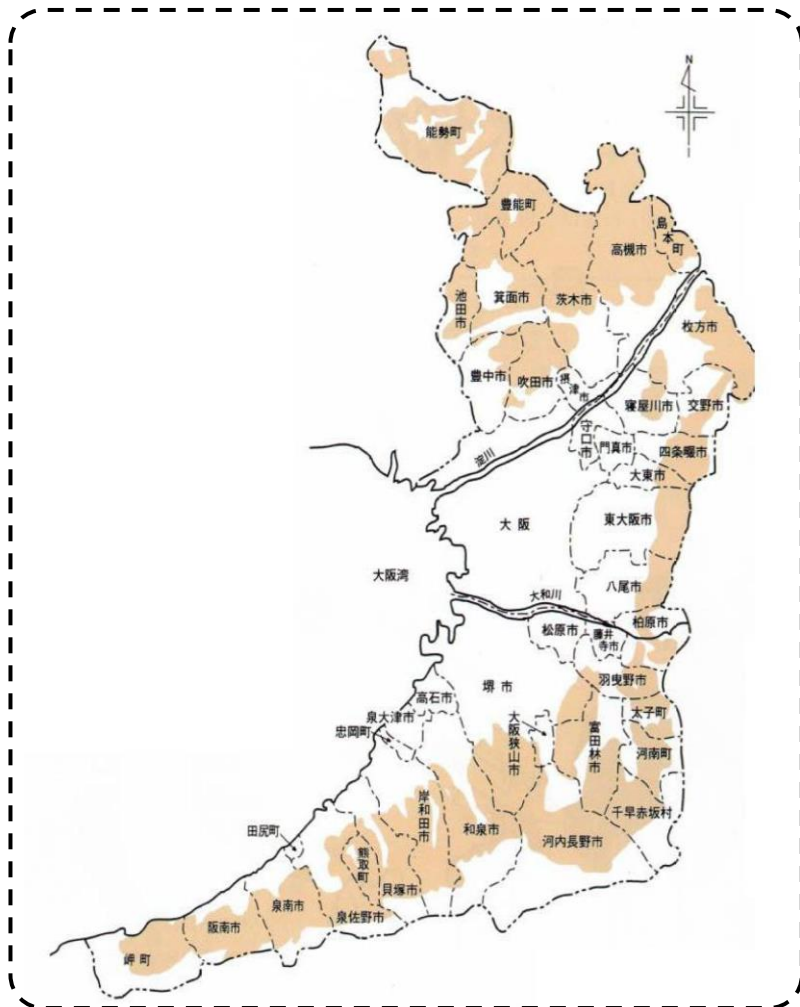
大阪府所管分の規制区域案／岬町



旧宅造法と盛土規制法の規制区域比較

【旧宅造法に基づく規制区域】

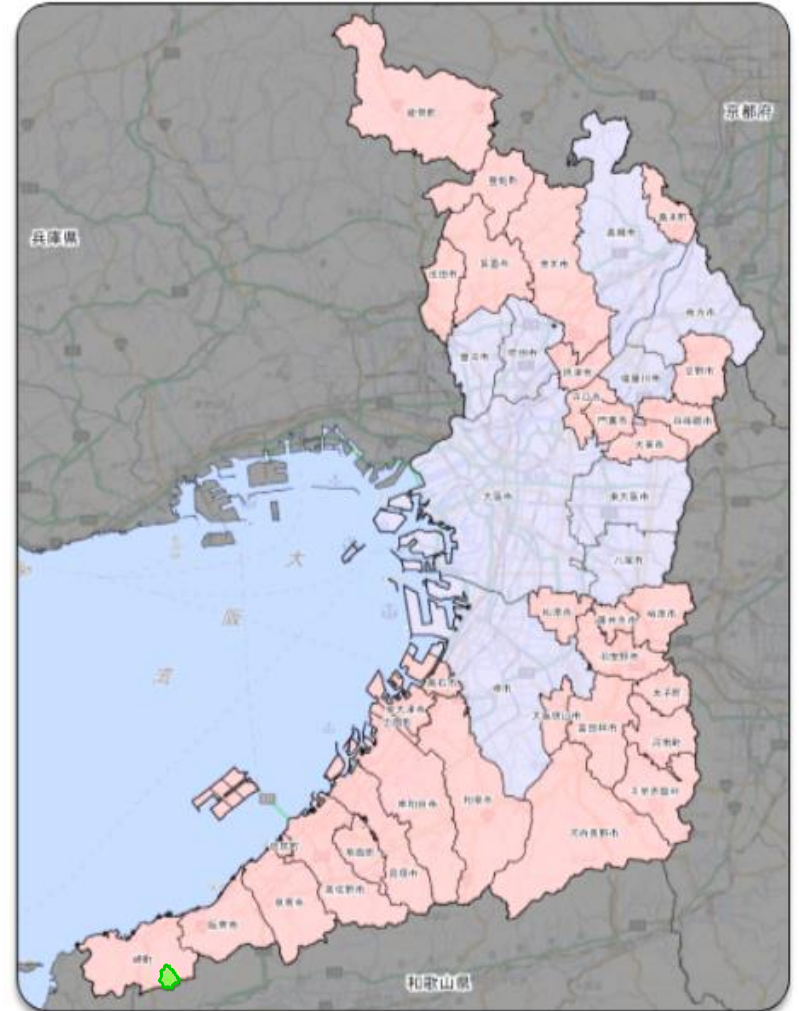
運用：令和6年3月31日まで



宅地造成工事規制区域

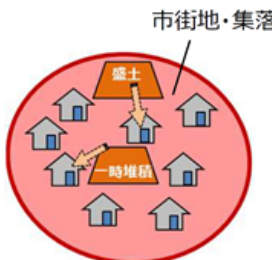
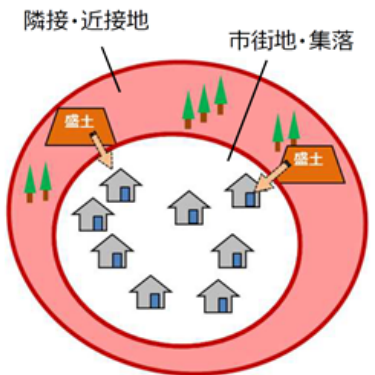
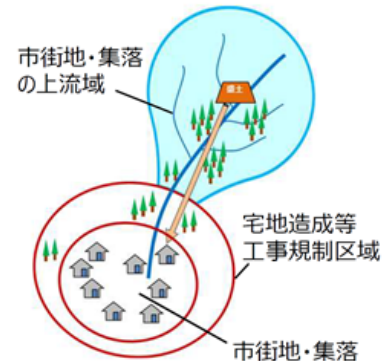
【盛土規制法に基づく規制区域案】

運用：令和6年4月1日から



宅地造成等工事規制区域
特定盛土等規制区域

区域指定の考え方 (参考)エリアごとに想定される災害と保全対象

規制区域	宅地造成等工事規制区域		特定盛土等規制区域	
対象区域	市街地・集落	隣接・近接地	市街地・集落の上流域	その他
区域の考え方	人家等がまとまって存在しているエリア	盛土等が崩落した場合に隣接・近接する市街地や集落に被害を及ぼすおそれのあるエリア	市街地や集落から離れていても、市街地や集落に被害を及ぼすおそれのあるエリア	市街地・集落外の保全対象に危害を及ぼすおそれのあるエリア
区域内で発生が想定される災害	表層崩壊、大規模崩壊	表層崩壊、大規模崩壊	土石流化	表層崩壊、大規模崩壊、土石流化
上記の災害により被害を受ける対象(保全対象)	市街地・集落内の保全対象	(隣接・近接する)市街地・集落内の保全対象	(下方の)市街地・集落内の保全対象	当該区域内の保全対象
想定される災害のイメージ	市街地・集落内の盛土等が崩壊し、周辺の人家等に被害を及ぼすケース 	市街地・集落の隣接・近接地の盛土等が崩壊し、市街地・集落内の周辺の人家等に被害を及ぼすケース 	市街地・集落の上流域の盛土等が崩壊し、土石流となって渓流等を流下し、下方の市街地・集落内の人家等に被害を及ぼすケース 	・盛土等が崩壊し、周辺の人家等(市街地・集落外)に被害を及ぼすケース ・盛土等が崩壊し、土石流となって渓流等を流下し、下方の人家等(市街地・集落外)に被害を及ぼすケース 